

經濟論叢

第137卷 第4・5号

- 財政家としてのベーム＝バヴェルク(下)……………八 木 紀一郎 1
- フランクフルト学派統計学と数理統計学……………長 屋 政 勝 19
- 日本農業機械工業の流通機構……………ソーボン・チタサッチャー 44
- イギリス初期綿工場における労働者管理……………神 崎 達 久 70
- 地域間労働生産性格差と就業構造……………木 立 力 94
-

昭和61年4・5月

京 都 大 学 經 濟 學 會

財政家としてのベーム＝バヴェルク（下）

八 木 紀 一 郎

IV 砂糖輸出奨励金廃止問題

A) 背景と経過 これは、砂糖貿易にかんするブリュッセル協定への加盟にもなって、オーストリア＝ハンガリーが砂糖輸出の奨励金を廃止し、砂糖の輸入関税をひきさげた改革である。しかし、こうした通商改革の領域において蔵相ベーム＝バヴェルクが積極的に関与したことを理解するには、やはり、この改革の背景である「砂糖危機」、また砂糖の生産・交易と財政の関連についてみておく必要があるであろう。

ヨーロッパ大陸諸国における甜菜糖の生産は、元来は、ナポレオンの大陸封鎖令のもとでの奨励政策に端を発するように、植民地物産である甘薯糖に対抗して開発されたものであるが、19世紀を通じて技術的にも産業的にも順調な発展をとげ、19世紀の後半においては、甘薯糖を圧倒する勢いを示すようになっていた。多くの諸国で甜菜糖は国内自給の課題を果たしただけでなく、輸出商品ともなっていた。とくに19世紀前半以来、自由貿易の方針をとって消費関税をひきさげ、1875年には砂糖関税を完全に撤廃した砂糖消費国イギリスは、大陸諸国の甜菜糖の競合する一大市場を提供していた。

この甜菜糖の輸出は、とくにオーストリア＝ハンガリーにとっては死活問題であった。なぜなら、この国においては、砂糖産業は、1873年恐慌にほとんど影響をうけずに発展をとげた「唯一のダイナミックな産業」であり、甜菜を栽培する農業者を含む広範な層の生活がかかっている戦略的な産業であったからである。

しかし、甜菜糖生産が国家の財政政策および通商政策と結びついて発展した

ことは、砂糖生産諸国の競争とあいまって、その生産・市場構造をきわめていびつなものにしてきた。それが集約的にあらわれたものが「輸出奨励金」問題である。各国は国内砂糖産業のために高率の保護関税を設定する一方で国内消費に対して砂糖消費税を課していたが、国外輸出分に対しては公然・非公然の各種の輸出奨励金を与えていた。それは砂糖の国際価格（ロンドン価格）を生産コスト以下に低下させる結果を生んでいた。輸出価格の低さによる損失を、保護関税およびカルテル等によって管理された高い国内価格でカバーするという体制ができあがり、その結果、たとえば1899年には、1kgの棒砂糖がロンドンで32ヘラー〔フランでいうと、0.34F〕である時に、ウィーンでは86ヘラー、ベルリンでは66ヘラー、パリでは106ヘラーになるというような変則的な状態が生まれていたのである²⁷⁾。

この「輸出奨励金」は、蔵相ベームが下院での説明において述べた²⁸⁾ように、「意識的な重商主義的意図」から生まれたというよりは、かつての租税体系の不備から「思わざる結果」として成立したものであった。というのは、欧州各国は嗜好的消費の性格をもち、しかも普及の確実な砂糖消費を手近な財源として注目したが、当初は技術的理由から、製品の砂糖の量について課税するのではなく、原料の甜菜あるいはその搾り液の量を一定の比率で製品に換算して課税するやり方をとっていた。このやり方は、原料から得られる砂糖の比率を向上させることができれば、実質税率を引き下げる余地を残し、また、砂糖の国外輸出分に対して国内消費税の割り戻しがおこなわれたことは、砂糖の生産および輸出の「隠れた奨励金」をうみだしたのである。砂糖会社は、原料からの歩留りのよい生産方法を導入し、輸出部分をふやせば、支払った税額以上の割り戻しを得ることすら不可能ではない！ 事実、1875/76年期については、オー

27) Josef Gunzel, *System der Handelspolitik*, Leipzig, 1901, S. 528 による。ヘラーというのは、1892年にオーストリア＝ハンガリーに導入されたクローネ通貨の1/100にあたる。この国内消費価格がどのような構成部分からなるかについては、Ludwig Láng, *Hundert Jahre Zollpolitik*, Wien u. Leipzig, 1906, S. 122 に、パリについての例示が存在する。

28) Bettelheim 1936, S. 599.

ストリア＝ハンガリーにおいては、国庫は砂糖消費税納入額以上の輸出割り戻しをおこなうはめになったのである。

こうした統制不可能な事態に対して、多くの国は、「隠れた輸出奨励金」を公然たる「直接輸出奨励金」に変えることによって、対処しようとした。オーストリア＝ハンガリーは1888年にこの制度に移行しているが、そこでは輸出奨励金の総額に制限が課され、この奨励金の配分のために「生産割当制」Kontingentierung がおこなわれた。それは1891年に成立した砂糖カルテルの業務となった。カルテルは保護関税によって生じた価格引き上げの余地を利用した利潤（これも一種の「輸出奨励金」とみなせる）搾出の機構である²⁹⁾ばかりでなく、直接に国庫から「輸出奨励金」を獲得するための機構になったのである。

しかし、見えざる「輸出奨励金」に財政的手綱をかけ、カルテルによる生産・輸出の管理の体制をとったとしても、世界市場における問題はそれによって解決しない。ダンピングによって市場を獲得する可能性があるかぎり、各国は本来望みもしない「奨励金」増額と「関税」ひきあげの泥沼におちいるだけである。輸出奨励金撤廃のための国際的調整は、1864年のパリ砂糖会議以来何度か企てられたが、成果をみるにいたらなかった。失敗の理由は、砂糖生産諸国の利害対立だけでなく、低価格を享受しうる砂糖消費国のイギリスが本気にならなかったということにもあった。各国政府は他国が同じ措置をとるといふ条件のもとで「奨励金」撤廃の用意があることを言明しながらも、益々激化する「奨励金」戦争の中にはいりこんでいかざるをえなかった。とくに、1896年にドイツが「奨励金」を倍近く引き上げたことは、各国の対抗措置をよびおこし、それは砂糖の国際価格のますますの低下をひきおこしたのである。

しかし、1900年前後には、こうした消耗的な通商戦争にも転機がみえてきた。本国内に粗糖生産者のいないイギリスも、植民地にまで甜菜糖が進出し、植民地糖業を圧迫するのを座視できなくなったのである。時あたかも、帝国の経済

29) 砂糖関税がカルテル保護関税の好例であることについては、ヒルフェディング著岡崎次郎訳『金融資本論』（岩波文庫）下 58頁の指摘をみよ。

第3表 オーストリアの砂糖生産と輸出奨励金 (1888/89~1906/07)

営業年	甜菜糖 工場数 (営業中)	工場および倉庫からの搬出量		消費税		輸出奨励戻金	
		課税対象量 精製糖	外国向け 粗糖	賦課額 精製糖	賦課額 粗糖	(関税地域全域)	
		単位: 100メートル・ツェントナー				単位: 1000クローネ	
1888/89	213	1,565	8	1,359	1,206	34,616	646
1889/90	211	2,300	19	2,306	1,363	31,030	5,656
1890/91	209	2,154	13	2,168	1,983	47,682	7,532
1891/92	209	2,298	15	2,112	1,977	50,900	7,355
1892/93	208	2,409	23	2,677	1,463	53,518	8,282
1893/94	210	2,306	20	3,414	685	51,186	9,416
1894/95	210	2,791	21	3,245	529	61,904	8,136
1895/96	211	2,809	34	2,708	1,289	62,620	9,377
1896/97	210	2,532	28	3,771	625	66,597	4,251
1897/98	208	2,768	48	3,672	144	73,240	2,347
1898/99	208	2,861	48	4,235	1,128	75,661	10,113
1899/1900	207	2,674	30	4,141	1,043	102,780	10,069
1900/01	207	2,821	33	4,164	504	108,473	9,943
1901/02	209	2,883	29	5,582	161	110,712	15,427
1902/03	208	3,086	35	5,027	304	118,617	13,015
1903/04	209	3,598	31	3,790	135	137,932	—
1904/05	201	3,182	24	2,699	684	121,851	—
1905/06	201	3,711	31	6,064	244	142,235	—
1906/07	197	3,766	32	4,834	812	144,376	—

Carmine, "Zuckersteuer", *Öst. Staatswörterbuch*, Bd. 4 (1909), S. 1034.

的結合を自由貿易に優先させようとするチェンバレンの新通商政策が始動しようとしていた。そのため、「奨励金を受けた砂糖」について差別的な「相殺関税」を課すという動きが、イギリスも含めた各国で出てきたのである。「奨励金」の輸出促進効果を帳消しにするこのような動きを前に、各国政府はようやく真剣に国際的な解決の道を模索するようになった。

そうした中で、1898年6月にブリュッセルで、開始された国際交渉は、1902年の3月5日に各国(ドイツ、オーストリア=ハンガリー、ベルギー、スペイン、フランス、イギリス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ノルウェー)の間の合意に到達した。この合意の主要内容は、次の四点にまとめられよう。

- (i) すべての生産および輸出奨励金の撤廃（既存の制度の廃止，新規設置の禁止）
- (ii) 関税の上限設定（砂糖の保護関税は精製糖については100 kg あたり6フラン，その他の砂糖については同じく5フラン50サンチームをこえてはならない）
- (iii) 「奨励金」を得た砂糖への差別関税（「奨励金」を得た砂糖については，最低でもそれに達するだけの「特別関税」を賦課する）
- (iv) 協定遵守のための監視体制（官庁による砂糖生産の直接的監視，常設の国際委員会の設置）

オーストリア＝ハンガリーは、「輸出奨励金」撤廃による業界の混乱をさけるために国家的な「生産割当体制」を創設しようとしたが，それは国際委員会と協定違反とされた。オーストリア＝ハンガリーは結局，この制度の放棄という代償を払って，ブリュッセル協定体制にとどまったが，それは，糖業におけるカルテル体制の解体をも意味した³⁰⁾。

B) ベーム＝バヴェルクの改革への関与 事柄それ自体からいえば，商務大臣および農業大臣にもかかわるこの改革を終始主導したのは，蔵相ベーム＝バヴェルクであった。当初は直接奨励金の廃止についてしか訓令を与えられていなかったオーストリア＝ハンガリーの代表団に，包括的なブリュッセル協定への参加を指示したのも彼であれば，最後に「生産割当制」に固執するハンガリー蔵相を説得したのも彼であった。したがって，私達の知りたい点は，ベーム＝バヴェルクのこうした改革への積極的とりくみが，「輸出奨励金」1300万クローネの削減といった財政の実務的考慮をこえたどのような展望にもとづいたものであったか，ということである。

30) カルテルが再生したのは，1906/07年の収穫期である。それにより，製糖会社の配当は1908年には6%台にまで上昇するにいたった。*Das Zuckerkartell und die Zuckerpreise*, Denkschrift verfasst vom Verein der österreichischen und ungarischen Zucker-Raffinerien, Wien, Nov., 1911.

こうした視点から第一に問題になるのは、もちろん、ベームーバヴェルクが「砂糖危機」の原因と、その打開の方向性について、どのような認識をもっていたか、ということである。しかし、それと同時に第二に、国家的カルテルの性格をもった「生産割当制度」へのベームーバヴェルクのコミットメントがどのような理由によるのか、ということも、やはり問わなければならないであろう。

第一については、答えは簡単である。ベームーバヴェルクへの弔辞でメンガーが述べたように、「彼は、協定加盟国による砂糖奨励金の廃止は、世界市場での砂糖価格の上昇をもたらし、糖業に何ら損失をもたらさないことを、確信していた」³¹⁾のである。

1902年4月25日の議会での演説で、ベームーバヴェルクは、ブリュッセル協定を糖業の危機とうけとめる見解を念頭において、危機の正体は協定そのものではなく、それに先行する砂糖の過剰生産であり、それを解決して糖業を再建するための「損失なき退却」の道がブリュッセル協定なのだと思いつきすめた。「はちきれそうになった腹には、厳しいダイエットが一番確実な治療法だ。」³²⁾しかし、この療法は一国だけでは効果がないのである。各国が足並をあわせて、糖業の生産・輸出奨励制度を撤廃する以外にないのである。

「供給者の生産費を償いえないような世界市場への供給が永続的に続きうるはずはない、ということは真理であると思ふ。従来輸出奨励制度の価格破壊的な作用は、それにより外国に提供される砂糖が自国での生産費用よりも輸出奨励金の分だけ低く安売りされることにあらわれている。こうした直接・間接のプレミアムを撤廃するならば、それは長期的には、必要とされる輸入量をちょうどまかなえるだけの〔生産費の〕水準にまで世界市場価格を回復させる方向に作用する——私はこの点を深く確信する。」³³⁾

31) "Eugen von Böhm-Bawerk" (1915), in *Carl Menger, Gesammelte Schriften*, hrsg. v. F. A. Hayek, III, Tübingen, 1970, S. 290.

32) Bettelheim 1936, S. 602.

33) Bettelheim 1936, S. 605.

問題は、移行期であるが、そこでは奨励金撤廃による価格の回復の効果が、すでに蓄積されている過剰在庫の作用によって打ち消されるかもしれない。しかし、過剰在庫は早晚吸収されて、長期的に永続する前者の効果がきいてくるはずである。「移行期は、非常に不快であり、弱い要素にとってはまさに生存を脅かすものになるかもしれないが、それは将来の回復のための不可欠なステップなのである。」³⁴⁾

回復の展望は予想よりも早くみえてきたようである。協定発効の1年後には、ベーム・バヴェルクは業界の会合において「困難な試練」を業界がのりこえたことを祝福することができた。「奨励制度は来り、また去る。しかし、自力で獲得した強さはのこる。皆さんは、そのようにして、農業を豊かに実らせ、国家財政の支柱をなすとともに我が国の貿易収支の強力な要素である産業、我が国の全産業の中でも最重要にして最強力な部門の一つにまで成長したのである。」³⁵⁾

しかし、第二の疑問についての回答は多少複雑である。というのは、この「生産割当制度」というのは、本来ハンガリーがオーストリア糖を締め出して自国の市場を確保するための方策として提案されたものであり、この制度を協定違反としたブリュッセルの国際委員会の判定後の二者択一的状況においては、ベーム-バヴェルクは、迷うことなしにこれを放棄しているからである。しかし、その他方で、エルンスト・フォン・プレーナー (Ernst Frh. von Plener) のような古典的自由主義にたった反対論者を前に、「生産割当制度」を擁護した彼の言葉が単なる方便であったとはとても思えないのである。

ベーム-バヴェルクによれば、この「生産割当制度」は、生産・輸出を促進するための機構ではなく、業界環境の変化に弱小企業も含めて適応するための機構であった。「我が国の糖業とそれに依存している農業の支柱を一挙に取り去ることは、許されない。……〔輸出奨励金と保護関税という二つの支柱が取

34) Bettelheim 1936, S. 609.

35) Bettelheim 1936, S. 635.

り去られた今] 少なくともこの支柱が、中小生産者の利益をまもるために、またとりわけ農業の利益を守るために残されねばならない。」³⁶⁾

このような弱者保護という「社会政策」的観点の名分として、ベーム-バヴェルクは露骨なカルテル擁護論を展開する。「生産割当制度がこれまでのカルテルと類似しているといわれるなら、私はそれを否定しない。……しかし、しばしば必ずしも芳しくない意味で語られるカルテルについても、その悪い面だけではなく、良い面もあることに留意されたい。供給において一定の秩序と恒常性をもたらし、生産と消費の間に確固とした調和をカルテルがもたらしうるといふことは、カルテル反対者も認める長所であろう。私が考えるに、カルテルのこの有益な機能は、国家的規制によってうけつぐことができるし、国家的生産割当制度がそれをうけついだとしても、非難されるべきことではないのである。むしろ、この生産割当制度はここで具体化された場合に即していえば、民間のカルテル形成にともなう多くの間違いや弱点を避けうる制度なのである。」³⁷⁾

それは、プレーナーの代表するような個人主義的自由主義への挑戦の色彩をも有していた。「たしかに、それは旧来の無制約な個人主義の基準には合致しない組織形態である。しかし、私が考えるに、旧来の個人主義はすでに様々な点で見限られてきており、それはたんなる流行のせいではない。我々は無制約な個人主義の原則に復帰する道をもはや発見することはないであろう。無制約な競争のかわりに、弱者を保護し、生産と需要の間に調和をもたらすべく努め

36) Bettelheim 1936, S. 621. 国内消費向けの砂糖生産量を個々の企業ごとに割当てるこの制度が、カルテル利潤をも「隠れた輸出奨励金」とみなしたブリュッセル協定の精神に反することは自明である。しかし、ベーム-バヴェルクやアウスピッツらのオーストリア側の関係者たちは、この「生産割当制度」の効果は、協定の許容する 100kg あたり 6フランに及ぶものではないとして、協定との両立を主張していた。しかし、砂糖業界の巨頭アウスピッツも、この「生産割当制度」を解説した論文(Rudolf Auspitz, "Österreich-Ungarn und die Brüsseler Zuckerkonvention", ZfVSV, XII (1903) の末尾ですでに、どのような不利な状況になろうともブリュッセル協定から離脱すべきではないと付言していた。おそらく、国際委員会の審査結果が協定違反と出るとを半ば予想していたのであろう。

37) Bettelheim 1936, S. 622f.

る、ある種の組織が登場することは、まったく進歩的な発展というべきである。この法案が少なくともこうした進歩的發展をめざすものであるということは、この法案のために、基本思想としてのべておきたい。」³⁸⁾

ベーム-バヴェルクのこうした言明からわかることは、彼が企業の自由ということに最終的な価値をおく自由主義者ではなかったということである。彼は輸出奨励制度を「好意による人為的な規制が長期的には、利益よりも苦難をうみだした多くの事例」³⁹⁾の一つに数えたが、カルテルについては、時代の不可避的な傾向として承認する傾向を示していたのである。それは、オーストリアの中央官僚の一般的態度といって良いであろうが、ともかく、しばしば「絶対自由主義」の旗手のように扱われているベーム-バヴェルクにおいてすでに、「組織された資本主義」への指向がみいだされることは、興味なしとしない。

V 財政をとらえるベームの視点

先行する二つの節において、私達は、ベッテルハイムの整理に依拠して、1903年の二つの改革における蔵相ベームの言動を紹介してきた。もちろん、それは、4年にわたるベーム-バヴェルクの財政運営の総体的検討にかわりうるものではない。ベーム財政の歴史的評価を確定するためには、なすべき基礎的作業が欠けているし、また、近年我国でも盛んになりはじめたハブスブルク帝国史研究においても、財政史研究は手薄であるように思える。したがって、問題のケルバーの投資構想とベームの健全財政思想の対立にしても、私達はどちらが当時のオーストリアにとってヨリ賢明な選択肢であったかについて判断しうる状況にはないのである。

しかし、本稿の関心は経済史あるいは財政史家のそれではなく経済学史家のそれである。私達にとっての課題は、まず、経済理論家でもあるベーム-バヴェルクが財政担当者としてどのような考え方をとったかを確定することにある

38) Bettelheim 1936, S. 623.

39) Bettelheim 1936, S. 609.

のであって、そうした観点からは、前二節のような検討もそれだけで価値をもちうるであろう。

蔵相ベームは、市場の実勢に応じて国債の低利借換えを実施して成功し、また、国際的協調（ブリュッセル協定）にしたがって砂糖輸出奨励金を廃止した。この二つの改革において共通にみられる志向は、財政による攪乱や人為的な介入をさげ、経済の自律的な展開を尊重するというものである。輸出奨励制度においてベームが憂慮したのは、過剰生産と国庫負担という現実の事態であると同時に、この制度が価格と生産コストの関連を破壊して経済法則の作用を阻止するという点であった。国債の借換えの方は、それ自体としては、反「金利生活者」的施策ともいえないことはないが、ベームの実施したそれにおいては、国債の保有状況と国債保有者の利害に大きな変動を及ぼすことは極力避けられている。それが、実施の手際よさとあわせて、借換えの完璧な成功を規定したのである。

しかし、この反介入主義的な態度が、一貫した経済的自由主義の政策思想にもとづくものかというかどうかについては、判断材料は不足している。砂糖輸出奨励金廃止のさいの国家的生産割当制の構想にみられるように、彼は自由党首プレーナーのような古典的自由主義者ではなかった。すでに指摘したように、社会政策の是認、カルテルの不可避性の承認というように、「組織された資本主義」の志向すら、彼にはみられた。かといって、彼においては、それが積極的な政策論として体系化されているわけではない。ウィーン大学の講義においても、彼は「国民経済学」以外の科目を担当しようとはしなかった⁴⁰⁾。

40) 岡山大学黒松文庫に保存されているベームの講義スクリプト（石版刷講義録）[Böhm-Bawerk] *Nationalökonomie*, n. d., S. 37 では、「財政学」について次のような説明がおこなわれている。「財政学は、国家がその目的達成のために遂行する国家経済と国民経済とのあいだに成立する連関、および、相互関係を研究し、そこから、国家財政の最も適切な運営のための実際の助言をひきだすものである。」そして、財政学は、「国民経済生活への人為的国家介入がどのような影響をももたらすかを研究し、そうした介入のやり方についての実際的な原則をひきだす」「経済政策論」とあわせて、理論経済学に対しては、「一般的理論的基礎科学にとっての特殊・応用部分」という関係になる。しかし、この説明については、財政学が政策論と切り離されていることが気にかかる。オーストリアの大学で博士号を取得するために必修であったのは、経済政策論ではなく財政学であった。

学者としての彼は、理論家であって政策学者ではなかった。彼は何らかの政策の主唱者として内閣にはいったのではなく、いずれの場合においても、大蔵省の代表としてそこにはいったのである。したがって、二つの改革にみられる「反介入主義」的な態度も、整合的な政策思想というよりは、しばしば「容赦なきフィスカリムス〔国庫至上主義〕」とさえいわれた大蔵官僚の基本志向の実際的な帰結という方が適切かもしれない⁴¹⁾。

しかし、埋論家としてあれだけの業績をあげたベーム-バヴェルクをたんなるフィスカリストときめつけることは、やはり行き過ぎである。砂糖輸出奨励金廃止についての討論の際、ベームは次のように語っていた。

「もし、私が奨励金が節約できるという理由からブリュッセル協定の批准を推奨したというのであれば、それはフィスカリズムだといってよいだろう。…私がそれを推奨したのは、〔そのような理由によるものではなく〕ブリュッセル協定の外にとどまり、無政府的な過剰生産を存続することこそ、国民経済的な災疫だとみなしているからである。」⁴²⁾

ベームの健全財政主義をたんなるフィカリズムの次元をこえたものとする認識がどのようなものであったかは、むしろ、彼が官界を去って約十年後に、彼としてはめずらしく時事問題を取りあげた一論説におもむくのが適切である。しかし、この論説の内容に入る前に、その間約10年間のオーストリアの経済発展について一言しなくてはならない。

オーストリアの経済は、ケルバー政権の発足当初こそ停滞状況にあったが、次第に——部分的には、政府投資にも支えられたが——回復に向かい、それは「第二の創設時代」とまでいわれる繁栄につながっていった⁴³⁾。輸出奨励金廃

41) H. Matis, "Leitlinien der österreichischen Wirtschaftspolitik", in *Die Habsburgermonarchie I*, S. 66f. は、オーストリアの官僚の政策的志向にはフィスカリスト的な考えの影響が強く、「国家的な経済政策が財政政策と等しいものとされることがしばしばあった」という。むしろ、国庫の管理以上の視野をもった「経済政策の基本線の欠如」こそが問題なのだ、と。

42) Bettelheim 1936, S. 625.

43) Eduard März, *Joseph Alois Schumpeter*, München, Oldenburg, 1983, S. 160. によればこの頃の景気の波は以下のである。1899-1900停滞(年平均成長率0.7%), 1901-07好況(同3.1%), 1908-09停滞(同0.7%), 1910-12 好況(同2.8%), 1913 停滞(同-0.4%)。

第4表 大戦前オーストリアの財政状態

(単位: 1000クローネ)

	1909	1910	1911	1912	1913
一般国債総額	5,220,443	5,199,884	5,179,044	5,158,396	5,141,255
その他国債	5,524,657	6,911,566	7,061,628	7,312,753	7,467,346
財政支出	2,883,648	2,901,364	3,004,035	3,184,361	3,461,133
収入	2,795,703	2,895,492	3,082,732	3,173,309	3,486,078

Öst. Stat. Handbuch, Jg. 32 (1913), S. 370f., 387f.

Jg. 34 (1915), S. 321. 339f.

止も糖業の発展を妨げることはなかったし、国債相場も堅調であった。その意味では、ベームの財政運営には文句をつける余地はなく、また、ケルバーも、その達成しえたかぎりの成果をもってしても「大戦前の顕著な経済発展の基礎を築いた」と評価⁴⁴⁾されえたのである。

しかし、1907年の中断をはさみながら大戦直前にまでいたる、全体として約10年にわたったこの経済成長も、後半の段階においては、物価の持続的上昇、貿易収支赤字の定着といった問題を露呈するようになってきた。そうした中で、1914年の初頭に、ベーム-バヴェルクは蔵相辞任後の沈黙を破って、『ノイエ・フライエ・プレッセ』紙面で「わが国の貿易収支赤字」について発言した⁴⁵⁾のである。彼はそこで、この問題の根源を財政の放漫さに求め、憂国の念を表明したが、それは、その年の夏に保養先で急死したベームにとっては、はからずも彼の財政家としての遺言というべきものになってしまった。

ベームが打破しようとしたのは、経済成長の表面的事態にまどわされて、貿易収支の赤字を工業化にともなう現象として楽観視する見解であった。工業化の進展を直接に、貿易収支の赤字に結びつけることは適当ではない。それは、媒介項をぬき去った短絡的な議論である。経済発展の過程で必要とされる外国

44) Eduard März, *Österreichische Bankpolitik in der Zeit der grossen Wende 1913-1923*, München: Oldenbourg, 1981, S. 26. 大戦直前のオーストリアの経済状況については、この書の第一部を参照されたい。メルツはまた、ベームの「貿易収支赤字」にも注目している。

45) "Unsere passive Handelsbilanz" in *Neuen Freien Presse*, vom 6., 8. u. 9. Jänner 1914. ただし引用頁は、F. Weiss (Hrsg.), *Böhm-Bawerk, Gesammelte Schriften*, Wien, 1924による。

への債務も、将来の貿易収支によって返済しうる見込みがあつてはじめて健全なのである。債権国イギリスの貿易赤字と債務国オーストリアのそれとを、同様にみることはできない。しかし、オーストリアの「工業化」は将来の貿易収支を好転させ、債務を返済しうる見込みがあるようなものであろうか。

ベームがそこにみたのは、民間の資本形成と公共投資、戦艦の建造、あるいはハンガリーへの投資や対外債務の返済、その他もろもろの原資となるべき、ただでさえ少ないオーストリアの国内貯蓄が、経済成長の基盤をなす産業投資に十分まわらず、国家財政がその大部分を吸収してしまっているという事態であつた。

「われわれオーストリア人は、オランダ人、フランス人、あるいは北ドイツ人のように、特に節約的でエネルギーに資本蓄積に努める国民ではない。ヴィーン会議の時代から、すでにグリルパルツァーがいうように、われわれは禁欲に耐えるよりは享樂好きの人種としてとおつていた。われわれの貯蓄額は年あたり……約10億クローネと見積もられるが、これは決して多いといえる額ではない。われわれは、本来ならば、この10億クローネでもって、われわれの経済の資本需要をまかなうことができなければならないのである。……〔最近それができなくなった原因は〕われわれの『工業化』による〔資本〕需要の増大によるものでは、けつしてない。私の考えでは、その原因のはるかに大部分はわが国のほとんどの公共団体——国、ラント、そして無数の大小のゲマインデ——の経済に、この控え目な額の年貯蓄の……浪費者が生まれたことによるのである。」⁴⁶⁾

ベームによれば、「わが国が恒常的に貿易収支を黒字にしていた時期が、われわれの国家経済が、厳格な、その時代にあつても当然のことに非難的になることの多い儉約精神によって支配されていた時期にはばかきなりあうことは偶然であるはずがない。」⁴⁷⁾公共団体が、「分相應以上に生きること」になれて

46) Weiss 1924, S. 509-10.

47) Weiss 1924, S. 510.

第5表 1894~1913オーストリア=ハンガリーの国際収支構成部分の推計
(5年期総計, 単位百万クローネ)

	1894~98	1899~1903	1904~08	1909~13
受取純額				
金・外貨を含む商品取引収支戻	205	960	405	—
国外移民の仕送り	150	200	700	1,500
外国運輸収入	200	250	350	500
銀行利潤およびサービス収入	200	300	400	450
通過貿易	100	150	180	250
A受取純額総計	855	1,860	2,035	2,700
支払純額				
金・外貨を含む商品取引収支戻				2,400
利子および配当支払	1,550	1,750	1,750	1,750
負の利益および外国投資	-120	-150	-150	-200
B支払純額総計	1,430	1,600	1,600	3,950
A-B	-575	+260	+435	-1,250
有価証券収支差引 (-資本輸出: +資本輸入)	+481	+157	-270	+267

Die Habsburgermonarchie I, S. 357.

しまい、人気のない儉約政策によって直接・間接の財政余剰を形成して将来にそなえる代わりに、担税力の限界にまで歳出を膨脹させてしまったのである。イタリアは大規模なエリトリア戦役を財政の経常余剰でまかされたのに、オーストリアでは、ただの予防的な作戦のためだけに、深刻な債務増加をうみだしてしまった。

「なぜこんなことになったのか？ それを語るためには、この十年の国内史、しかも、この十年の政治の内面にわたる歴史を対象にした一冊の本が必要であろう。というのは、財政は、わがくには、政治の罰を一手にひきうける運命 [Prügelknabe: 王子のかわりに懲戒を受ける学友] にあるからである。われわれは、物質的な譲歩によって政治的な満足をうみだそうとする無駄なバズル・ゲームが、種々の形でおこなわれるのを見てきた。かつては議会が儉約の監

視人であったが、いまでは、儉約に対する不具戴天の敵になってしまった。政治的諸党派および民族的諸党派は、今日では、支持層や支持母体の民族の各種の利益を、公共の費用を増加させても、追求することを熱烈に義務と考えるようになっていいる。……」⁴⁸⁾

ベームの攻撃の矛先は、さらに、こうした財政膨脹を容認する理論にむけられる。「人々は、公的資金による投資において、公共支出の‘間接的生産性’なる、ポピュラーであると同時に危険な文句によって、自らを欺いている。それだけとしてみれば収益性のない赤字の国家企業でも、国民経済に対する間接的な利益によって、その赤字企業につきこむ公共費用以上の貢献をしているはずだ、というのである。そういうことも、ありうるであろうが、いつも、かならずそうなるといえるはずはない。場合によっては、事態は逆であるかもしれないのである。」⁴⁹⁾たとえば、収益性のない地方鉄道よりも、農業にすぐれた農機具を提供し、工業に最新の生産設備を提供する民間の一機械工場の方が、より大きな「間接的生産性」をもつかもれない。「われわれの脆弱な資本力が、公共財政の多年にわたる過度の要求によって吸収されつくしていること、最高に有益で重要な民間企業のためには、どこにも十分なだけの資本が残されていないこと」、そして最近のように、「多くの企業が停滞、あるいは生産中止においこまれるだけでなく、高金利による圧迫が全企業にまで及んでいること」を、「公共投資の盲目的な賛美者」は知っているのだろうか？ それは、「間接的生産性」どころか、「間接的な生産阻害」ではないか？⁵⁰⁾

ベームは、貯蓄による資本（投資資金）の供給力というオーストリア経済の基本的制約に目をすえて、いわゆる「正統派財政学」の空文句を一蹴している。それは、たしかに、冷静な経済学者の認識である。ベームは、自分の発言は「時代遅れ」とよばれるかもしれないというが、それが、フィスカリストの国庫管理の視点からの発言ではなく、国民経済の視点からの発言であることは、

48) Weiss 1924, S. 511f.

49) Weiss 1924, S. 513.

50) Weiss 1924, S. 514.

もはや強調するまでもないであろう。また、ベームのいうとおり、公債に頼った軍備拡張、国有鉄道網の整備が、産業にまわる資金を吸収し、基礎のない成長をつくりだした⁵¹⁾ということも透徹した現実認識として承認されるであろう。物価の持続的上昇という、当時一般の関心を集めたいま一つの現象もそれにかかわっていたのである。

ベームがフィカリストといえるかどうかについては、とりあえずそのように考えたとして、いま一つの問題——ベームの「組織資本主義」的な志向、あるいは、古典的自由主義からの離脱の認識——については、どう考えるべきであろうか。それは、理論家ベームにとっても、永年の「宿題」になっていたように思える。彼によれば、「限界価値理論」は、まず、「最も一般的な形におけるその、価値・価格理論」という意味での、理論の一般的枠組みをつくりだしたが、その内部で具体的に論じられているのは、自由競争の理論だけである。「社会的な‘勢力’の影響が強い領域については、そこでは、ひとまずは空際のままほっておかれたのである。」⁵²⁾しかし、こうした空際の存在は、年代を経るにつれて、目障りなものになってきた。カルテル、トラスト、国家的規制、労働組合、ストライキ等々、社会的勢力の作用を経済理論の内部に取り入れなければ答えられない、重要な問題が山積するようになってきたのである。

彼は、ようやく最晩年になって、この問題を理論的考察の俎上にのぼらせることができるようになったが、「勢力か経済法則か？」と題するその論文の趣旨は、社会的勢力、あるいは独占の力の作用も、需要、あるいは供給の側の事情から理論的に解明しうるある一定の経済的範囲の内部にとどまる、ということであった。古典派のように、経済の「自然法則」の万能をいうことはもはや

51) ベームの批判が、財政、貿易の取支がいずれも黒字であった1907年以前にまでさかのぼるものかどうかは、判断に迷うことである。しかし、イタリアをもちだして軍部への擲金、鉄道をもちだしての「公共投資の盲目的愛好者」への批判という、いささかの悪意すら感じられるこの文章を書くときに、ベームが10年前の自分の経験を重ねあわせなかったとは考えられない。

52) “Macht oder ökonomische Gesetz?”, *ZfVSV* XXIII (1914), S. 235. これも引用頁は、F. Weiss 1924による。

できないが、かといって、やはり一面的に社会勢力を絶対視することもできない。社会的勢力も、経済法則にしたがって作用するのである。彼は、「独占価格」について、また、労働組合の賃金規制の作用について⁵³⁾『積極理論』で示された彼自身の枠組みにしたがって考察して、それを確認している。

ベームは、もちろん、このような原則的な確認だけで満足していたわけではない。むしろ、「独占」や「労働組合」、「国家」といった社会勢力を組み入れた経済理論を構築するために、「先入見にとらわれない研究」が発展させられることを希望していたのである。彼自身の新しい探究はもはや行われることがなかったが、創造的能力はもはや失われていたとしても、強靱な論理家である彼が、自分の内にぎざしていたヴィジョンを十分に展開することができなかったのは、やはり残念なことである⁵⁴⁾。

最後につけ加えておかなければならないことは、ベーム-バヴェルクのペシミズムである。「わが国の貿易収支赤字」の末尾に彼は、オーストリアの国民、議会、政府が公共財政の緊縮にむけて方向を転じるならば、事態は好転すると書きはしたが、この論説の不機嫌なほどの筆致は、彼がそのような奇蹟を信じてはいなかったことを示しているかのようである。彼は、自分のペシミズムが予言として成就することを憂えて筆をとったのである。

すでに、ケルバー政権の時代においてすら、ベーム-バヴェルクが帝国の将来について半ばペシミスティクな予想を胸にもちながら、政務をとっていたことについては、シュピッツミュラーの証言⁵⁵⁾がある。また、カウダー⁵⁶⁾は、ヴ

53) 竹本晃「実質賃金率決定と労働組合」『六甲台論集』26巻1号(1979)は、この部分について、ベームの所説を紹介の上、モデル化して検討している。

54) たとえば、彼は、英米の「独占価格論」開拓の努力を、「この空隙を埋める喜ばしい端緒」(Weiss 1924, S. 235 脚注)とみて歓迎している。また、労働組合の作用についても、引き上げられた賃金水準の持続性という、彼の結論に「一見」反するかのような事態が生まれていることも認識していた(S. 291f.)

55) Bettelheim 1937, S. 568.

56) Emil Kauder, "Intellectual and political roots of the Older Austrian School", *ZfNö*, Bd. XXII (1957), S. 422.

ーン大学の教室でベームが「社会的安定は進歩にまさる」と説いていた、という。たしかに、経済発展が、債務累積の上になりたつ「お大尽ぶり」としてしかありえないとすれば、彼がそれを拒否したくなることは、理解できないではない。メンガーにつづいて、ベームーバヴェルクもベンミストに転落したのである⁵⁷⁾。

57) それは、経済発展についてのベームのイメージにもかかわっているかもしれない。銀行の信用創造に助けられた企業者の革新活動というシュンペーター的立場からすれば、ベームが制約とみなした国内貯蓄の狭小さも絶対的な制約とはいえなくなるし、ガーシェンクロンの後進国発展類型論によれば、国家投資こそが、経済発展の主導的な要素であることになる。ベームの経済発展についてのイメージは、基本的に古典派的なものであり、後進国においてどのような型の発展がありうるかという問題設定は、彼には存在しなかった。